

# 北柏訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団天宣会が開設する北柏訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「従業者」という。)が、心身の障害をもつ者、病気療養中の者、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を充分尊重し、常に利用者の立場にたってサービスの提供に努めるものとする。更に関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図る。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## (事業の運営)

第3条 事業所は、運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

## (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 北柏訪問看護ステーション
- 二 所在地 柏市柏下265番地

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者:看護師 1名(常勤)  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護、指定介護予防訪問看護事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等:看護師、准看護師 常勤換算 2.5名以上  
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 三 理学療法士・言語聴覚士・作業療法士 1名以上

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 三 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は、利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(訪問看護の内容)

第8条 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 精神科訪問看護
- 十一 その他医師の指示による医療処置

(利用契約)

第9条 事業所は、事業の開始に際し、あらかじめ利用者及び家族等に対してサービス利用契約書の内容に関する説明を行い、同意を得るものとする。

(利用料等)

第10条 事業所は基本利用料として、介護保険法または健康保険法等の規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする

- 2 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護、指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- 3 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額とする。
- 4 通常の事業実施地域以外の地域において、行う事業に要した交通費は、その実費相当を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。通常の事業実施地域を超えて、1キロメートル毎に50円までとする。ただし片道とする。
- 5 通常の事業実施地域以外の地域において行う、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供するにあたり、自動車を使用して訪問し駐車場が確保できず、近隣の有料駐車場を使用した場合は、実費相当額を徴収する。

- 6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。
- 7 1時間30分を超える指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を実施した場合は、保険請求以外に、30分毎に1,000円実費徴収する。
- 8 営業日以外の訪問看護を実施した場合は、保険請求以外に休日訪問加算として、30分毎に1,500円実費徴収する。(医療保険のみ)
- 9 死後の処置料は、15,000円(税抜き)とする

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、柏市全域、我孫子市一部区域とする。

柏市全域

我孫子市一部

我孫子、我孫子新田、久寺家、寿、栄、台田、つくし野、並木、根戸、  
根戸新田、白山、船戸、本町、緑、呼塚新田、若松

(相談・苦情対応)

第12条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第13条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第14条 看護師等は、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変及びその他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

#### (衛生管理等)

- 第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための方針を整備する。
  - 三 事業所においては、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に開催する。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

- 第 18 条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

#### (その他運営についての留意事項)

- 第 19 条 指定訪問看護ステーション、指定介護予防訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内に実施
  - 二 継続研修 年2回実施
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。
  - 5 事業所は、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するため

の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団天宣会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 6 年 4 月

附則

この規定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する

平成 13 年 4 月 1 日 改訂

平成 15 年 2 月 1 日 改訂

平成 17 年 4 月 1 日 改訂

平成 19 年 1 月 1 日 改訂

平成 19 年 9 月 1 日 改訂

平成 19 年 10 月 1 日 改訂

平成 22 年 4 月 1 日 改訂

平成 23 年 6 月 1 日 改訂

平成 25 年 12 月 1 日 改訂

平成 28 年 9 月 1 日 改訂

平成 30 年 8 月 1 日 改訂

(介護報酬改定による料金の変更のみ)

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 5 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂